

小樽市立銭函小学校いじめ防止基本方針

令和6年10月18日改訂

◇はじめに

本方針は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という認識をもち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために国・道・市の動向を踏まえて「小樽市立銭函小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

全国的にいじめにかかわる事案が後を絶たないことから、学校では基本方針を定期的に見直し、本校におけるいじめ防止のための対策の一層の充実を図ることとします。

・本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

※職員～教員、特別支援教育支援員、学習支援員、事務職員、用務員等全てを指します。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、職員の人権感覚を高めます。
- 人と人との温かな関わりを大切にし、多様性を認め互いに支え合いながら、児童と児童、児童と職員等における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、確実・継続的（3か月以上）な指導を行い、いじめ問題を適切に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

I 「いじめ」の理解

(1)「いじめ」の定義(法第2条を参照して)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2)いじめを理解するための留意点

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるかどうかの判断は表面的・形式的に行うのではなく、客観的に判断し、対応する。
- インターネット（SNS）を通じたいじめなど、本人が気付かないうちに誹謗中傷が行われ、心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合もあることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、これらの場合であっても、いじめに該当するため、情報を共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」「意図していない行為」等についても、双方の背景にある心情や事情等を丁寧に聴き取り、学校いじめ対策組織で情報を共有して対応する。

○様々な状況の児童の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。（例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」、「被災児童」、「海外から帰国した児童や外国につながりのある児童」等）

(3)いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の要件に留意することが必要である。

① いじめの行為が止んでいること

- ・被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していることを目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

Ⅱ 学校の責務

(1)学校の責務(いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築きます)

- ① 単にいじめをなくす取組にとどまらず、相手意識に立った人と人との関わりの中で、自己肯定感と自己判断能力を高めるとともに、規則正しい生活習慣を身に付け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る授業づくりや、温かい人間関係を基盤とした心理的安全性の高い学校づくりを進める。
- ② 児童が主体となり、いじめのない社会を形成する意識を育むために、児童の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう、全ての教育活動を通じて児童の権利に関する条約やことも基本法の趣旨を踏まえた道徳教育や人権教育等を充実させながら指導、支援する。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善など、学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実させる。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、未然防止、早期発見・早期解消のために保護者、地域、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ 情報モラル教育の取組を強化し、スマホ、インターネット等の正しい利用方法やきまりを学習させるとともに、「おたるスマート7」を通じて、生活習慣改善とネット上のいじめ防止に取り組む。
- ⑤ 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- ⑥ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒や多様な背景を持つ児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進する。
- ⑦ 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや面談、端末を活用した日常的な子どもアンケートを実施するなど一人一人の状況の把握を組織的に行うとともに、児童生徒に自ら周囲に援助を求めること（SOS）の重要性を理解させる取組を推進する。
- ⑧ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を徹底して守り抜くことを表明し、いじめの把握、対応に組織的に取り組む。
- ⑨ 児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を考慮して、早い段階から複数の職員で関わりをもち、積極的にいじめの認知に努める。

- ⑩ いじめを認知した場合は、直ちにいじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては、当該児童の心情にも寄り添い、事情や背景等を確認した上で、その保護者と情報を共有して組織的に指導・対応する。
- ⑪ 学校運営協議会等を活用していじめ問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、連携した取組を進める。

(2)職員の責務

- ① 児童や保護者等との信頼関係をつくり、ささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを見過したり軽視したりすることのないように努める。
- ② いじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ③ いじめ防止対策委員会を中心に全職員で情報共有し、事実確認を行った上で組織的な対応に基づき、被害児童を徹底して守り通す。
- ④ 児童に直接指導する立場にあることから、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- ⑤ 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

Ⅲ 学校の具体的取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定(いじめ防止対策推進法 第13条)

学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や小樽市の基本方針を参酌し、「小樽市立銭函小学校いじめ防止基本方針」を定める。(ホームページなどで公表)

【いじめ防止基本方針を定める意義】

- 担任や教科担任等がいじめを抱え込まず 組織的な対応ができる。
- 学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童及び保護者に対し、児童が学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、加害行為の抑止につながる。
- 加害児童への成長支援の観点を位置付けることにより、加害児童への支援につながる。

【取組】

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめ防止の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針・いじめ防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ② いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明示する。
- ③ 「いじめ防止プログラム」に従い組織的、計画的にいじめ防止に取り組むとともに、見直し等を図る。
- ④ 意図的・計画的なアンケート調査、個人面接等の実施や結果の検証及び組織的な対処方法を設定する。
- ⑤ 「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」など具体的に取り組む。
- ⑥ 年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画を策定する。

- ⑦ 加害児童に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を明示する。
- ⑧ 校内組織を中心としたPDCAサイクルによる点検・見直しの取組を進める。
- ⑨ 学校いじめ防止基本方針の取組に係る目標を設定し、学校評価において評価・改善を図る。
- ⑩ 学校いじめ防止基本方針の策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、学校運営協議会や保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。また、アンケート等で児童の意見も取り入れ、分かりやすいものにする。
- ⑪ 学校ホームページへの掲載など、学校いじめ防止基本方針の内容を児童、保護者、関係機関等に説明する。

(2)学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【組織を設置する意義】

- 特定の職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官、経験者等の外部専門家が参加することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待できる。

【取組】

- ① 学校のいじめ問題に対応するため、学校が組織的に対応するため「いじめ防止対策委員会」を組織する。
- ② 構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等とする。また、可能な限り、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部の専門家等の参加を得る。
- ③ 個々のいじめ防止・早期発見・事案対処にあたって、担任等関係の深い職員を追加する。また、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
- ④ 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正にあたっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進める。

- ・ 次のことを踏まえ、「いじめ防止対策委員会」の体制を整備する。

ア) 気づきを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

イ) 管理職は、教職員がいじめに係る問題を抱え込み、「いじめ防止対策委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

ウ) 的確に情報を共有し、情報をもとに組織的に対応する。

エ) いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを、教職員が抱え込むことなく、また対応不要であると個人で判断せず、直ちに管理職に報告・相談を行う。

オ) 集められた情報を、全職員で共有する。

カ) 迅速に対応できるように機動的に運用する。

【「いじめ防止対策委員会」の役割】

- ① 基本方針に基づく実施や年間計画の作成の際に中核となる役割
- ② 未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ③ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ④ いじめや問題行動に関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤ いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係児童へのアンケート、複数名による丁寧な聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑥ いじめ解消までの対処プラン策定し、確実に実行する役割
- ⑦ 被害児童支援、加害児童指導体制・対応方針の決定と、保護者との連携を組織的に行う役割
- ⑧ 年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・修正や校内研修を行う役割
- ⑨ 検証改善サイクルにより「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う役割
- ⑩ 「学校いじめ防止基本方針」の内容が、児童、保護者、地域住民から認識される取組を行う役割
- ⑪ 「学校いじめ防止対策委員会」の役割が、児童、保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

(3)学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の3つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。

【未然防止】

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、学校全体で未然防止を進める観点から、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどの活動に取り組む。

また、児童に対して、傍観者とならずいじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努める。

- ① 児童が誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員としての自覚と責任をもって行動できる規律ある集団づくり
- ② 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成
- ③ 「いじめに関する授業」の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進、情報モラル教室の実施等、いじめをしない・させない態度・能力の育成
- ④ 誰かに相談することを促す指導の促進
- ⑤ 「いじめサミット」等、児童自らがいじめについて考え、学び、いじめ防止を訴えるなど、主体的に考え取り組む活動の推進
- ⑥ 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の推進
- ⑦ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対して必要な組織的指導
- ⑧ 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対して必要な組織的指導
- ⑨ 教育活動全体を通じた、職員と児童との信頼関係の構築
- ⑩ いじめの問題の理解と対応に係る校内研修等を通じた教員の資質能力の向上

- ⑪ 児童及び保護者を対象としたいじめ（ネット上も含む）防止のための啓発活動や家庭訪問、学校だよりなどを通じた家庭との密接な連携・協力
- ⑫ 配慮を必要とする児童の入学や進学時の学級編成や、節目節目における適切な指導、及び特性を踏まえた支援と保護者との連携、周囲の児童への指導 など

【早期発見】

学校は、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の職員で的確に関わりをもち、いじめを隠蔽、看過、軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- ① いじめ防止キャンペーン、アンケート調査、「ほっと」の活用、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ② 学校いじめ対策組織による事実関係の把握と積極的ないじめの認知
※管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。
- ③ 保護者や地域と連携した情報収集と共有
- ④ 児童の小さな声も拾い上げるためにデジタル端末を活用した日常的な子どもアンケート（オンライン相談窓口「きかせて」）の実施
- ⑤ 職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる個別面接の実施
- ⑥ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ⑦ 行動記録や会議等による職員全体での情報共有と教育委員会への報告
- ⑧ ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化など

【早期対応】

学校は、いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童には教育的配慮のもと毅然とした態度で対応する。

- ① いじめ防止マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。
- ② いじめ被害児童、通報した児童を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ③ いじめ加害児童には、人格の成長を踏まえた教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ④ いじめを見ていた児童には、自分の問題として捉え、事実を速やかに学校、家庭、関係機関等に知らせよう促す。
- ⑤ いじめ被害児童及び通報した児童の保護者への支援・助言を行う。
- ⑥ いじめ加害児童の保護者への協力要請及び助言を行う。
- ⑦ 保護者会などによる保護者との情報共有や関係機関・専門家等との相談・連携を図る。
- ⑧ いじめが法に抵触した場合や、児童の生命・身体・財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、いじめ被害児童の安全を確保する。
- ⑨ いじめ被害児童には、事情や心情を聴取・理解し、児童に合わせた継続的なケアを行う。
- ⑩ いじめ加害児童には、事情や心情を聴取・理解し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状況に応じた継続的な指導及び支援を行う。

- ⑪ これらの対応については、全職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

Ⅳ 重大事態への対処(教育委員会や関係機関への報告・連携・相談)

重大事態が生じた場合は、本基本方針に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の予防に努めます。

(1) 重大事態とは(法第28条第1項)

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※ 具体的には、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 相当の期間については、国の不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

(2) 留意点

- ・ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。
- ・ 学校は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で判断し、報告・調査等に当たる。
- ・ 被害児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童・保護者の意向を的確に把握し工夫しながら調査を進める。